

土木工事請負契約における 設計変更ガイドライン

(統合版)



茨城県土木部

(令和8年3月)

目次

I 設計変更ガイドライン

(設計変更のポイント、ケース、手続きフロー等)

・・・ P.1 - P.26

II 工事一時中止等に係るガイドライン (案)

(一時中止フロー、増加費用の積算方法等)

・・・ P.27 - P.61

III 設計変更事例

(事例に見る設計変更の手続き)

・・・ P.62 - P.79

IV 受発注者間のコミュニケーション

(円滑なコミュニケーションを図るための取り組み)

・・・ P.80 - P.81

V 参考資料

(工事請負契約書、通知等)

・・・ P.82 - P.103

I 設計変更ガイドライン

はじめに (P.2)

1. 設計変更ガイドライン策定の背景・目的

- (1) 適切な設計変更の必要性 (P.3)
- (2) 設計変更の現状と対応 (P.4)

2. 適切な設計変更のために押さえておくべきポイント

- (1) 設計変更とは (P.5)
- (2) 変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合の対応 (P.5)
- (3) 施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの (P.6)
- (4) 先行指示書等への概算額の記載 (P.7)
- (5) 適切な施工条件の明示 (P.8)
- (6) 受注者の留意事項 (P.9)

3. 設計変更が不可能なケース (P.10)

4. 設計変更が可能なケース (P.11)

- (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 (P.12)
- (2) 設計図書の表示が明確でない場合 (P.13)
- (3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 (P.14)
- (4) 工事中止の場合 (P.15)
- (5) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの (P.17)
- (6) 受注者からの請求による工期の延長 (P.19)
- (7) 発注者の請求による工期の短縮 (P.20)

5. 設計変更手続きフロー (P.21)

6. 設計変更に関わる資料の作成

- (1) 設計照査に必要な資料作成 (P.22)
- (2) 設計変更に必要な資料作成 (P.23)

7. 条件明示について (P.24)

8. 指定・任意の使い分け (P.25)

- ◎ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲 (P.26)

はじめに

「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(統合版)」は、**品確法の運用指針に規定される「設計変更が可能になる場合の例等についてとりまとめた指針」**に位置付けるものであり、設計変更手続等の円滑な実施にあたっては、これを十分に活用すること。

また、**契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨を記載**すること。



【品確法第24条の運用指針】

・発注関係事務の運用に関する指針(H27.1.30(R7.2.3改正))

(受注者との情報共有や協議の迅速化等)

【抜粋】

変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例及び手続に必要となる書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する

【特記仕様書記載例】

(設計変更ガイドラインについて)

第〇条 設計変更等については、契約書第18条から第24条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-1-14から1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン令和8年3月」(茨城県土木部)によることとする。

1. 設計変更ガイドライン策定の背景・目的

(1) 適切な設計変更の必要性

品確法の「基本理念」と「基本方針」により、対等な立場における合意に基づいて、公正な契約を締結することと、適切な設計変更を行うことが規定されている。

【品確法の基本理念】

・公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律(R6.6.19公布・施行)

第3条 基本理念【抜粋】

公共工事等における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

【品確法の基本方針】

・公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

(H17.8.26閣議決定、R6.12.13最終変更)

(5) 適正な工期設定及び適切な設計変更【抜粋】

発注者は、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、契約後に施工条件について予期することができない特別な状態が生じる等により、工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行うものとする。

(2) 設計変更の現状と対応

適切な設計変更を行うには、受発注者間で認識・解釈の違いが出ないように共通認識を持つ必要がある。

また、設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

～ 建設業界からは、依然として以下のような意見が寄せられている ～

【設計成果】

- ・ 設計と現場が合っていない。現場に即した設計としてほしい。

【発注時の条件整備】

- ・ 関係機関との協議が整ってから発注してほしい。

【条件明示】

- ・ 施工上影響がある条件については条件明示をしてほしい。
- ・ 施工条件を明示し、施工条件に変更が生じたら適切な設計変更をしてほしい。

【照査の範囲外】

- ・ 照査の範囲を超える設計変更の業務に対して対価を支払ってほしい。

【設計変更】

- ・ 設計変更に伴う増加費用として、一体性のある工事であれば、30%を超える増加費用の変更を認めてほしい。

【一時中止】

- ・ 工事中止時の増加費用を適切に見込んでほしい。

2. 適切な設計変更のために押さえておくべきポイント

(1) 設計変更とは

設計変更とは、「契約変更の手続きの前に変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること」をいう。

- ✓ **設計変更＝契約変更ではないので注意**
- ✓ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

(2) 変更見込金額が請負代金額の30% (※) を超える場合の対応

変更見込金額が請負代金額の30% (※) を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

※5,000万円を超え1億5,000万円以下は20%、1億5,000万円を超えるものは主管課協議

- ✓ 一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。

(3) 分離して施工することが著しく困難なものとして扱う要領等

以下に示す要領等に基づく設計変更は、茨城県建設工事施工等手続及び監督規程第20条第1項に示す「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」として扱い、同要領第20条第1項の各号で規定する額の範囲に含めない。

【関係要領等】

- ・「茨城県土木部が発注するICT活用促進工事の実施要領」
土工・作業土工(床掘)、構造物工(橋脚・橋台)、法面工、付帯構造物設置工、舗装工、舗装工(修繕工)、地盤改良工等の各要領
- ・「茨城県土木部が発注するICT活用促進工事「チャレンジいばらき(AR活用型)」の試行要領」
- ・「茨城県土木部が発注する完全週休2日制促進工事の実施要領」
- ・「茨城県土木部が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領」
- ・「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」
- ・「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」(令和元年8月1日付検第395号 検査指導課長通知)
- ・「建設工事の概略・概算発注方式(試行)について」(令和2年7月20日付検第318号 土木部長通知)
※ただし、当初発注(概略設計)において施工を想定した工事目的物に変更が無い場合に限る。

・茨城県建設工事施工等の手続及び監督規程(H8.7.25)

(設計変更の範囲)

第20条 設計の変更は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、変更する予定金額が当初の請負代金額(以下この条において「請負代金額」という。)に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額を超えて行ってはならない。

ただし、特に指定する工事については、別に指示するところによる。

- (1) 請負代金額が5,000万円以下のもの 当該請負代金額の100分の30に相当する額
- (2) 請負代金額が5,000万円を超え1億5,000万円以下のもの 当該請負代金額の100分の20に相当する額
- (3) 請負代金額が1億5,000万円を超えるもの その都度所長と土木主管課長とが協議して定める額

(4) 先行指示書等への概算額の記載

設計変更を行う場合は、指示書等の書面にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

この時、概算金額の算出条件を明確にする。また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

概算額の記載の方法

- ① 発注者から指示や受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書等）にて指示を行う。
- ② 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
- ③ 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。
また、記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。
なお、協議により、受注者から見積書の提出があった際に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額を概算額とすることも可とする。
- ④ 概算額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。

(5) 適切な施工条件の明示

発注者は、土木請負工事の特殊性を認識した上で、施工条件を適切に設計図書に明示し、設計変更の円滑化を図る。

- ✓ 土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。
- ✓ 当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。
- ✓ 設計積算にあたって、平成14年4月18日付検189号「条件明示について」(通知)に記載されている工事内容に関する項目については、「7. 条件明示」を参考に条件明示するよう努めること。

【品確法第24条の運用指針】

・発注関係事務の運用に関する指針(H27.1.30(R7.2.3改正))

(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)【抜粋】

設計図書の作成に当たっては、需給の状況、経済社会情勢の変化、施工条件(自然条件を含む。)を勘案するとともに、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

(6) 受注者の留意事項

受注者は、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し、進めることが重要である。

- ✓ 工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し進めることが重要である。
- ✓ 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

3. 設計変更が不可能なケース

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
3. 「承諾」で施工した場合
4. 工事請負契約書・茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合（契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-14～1-1-16）
5. 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等)の場合

※契約書第26条(臨機の措置)については別途考慮する。

- ✓ **承諾** : 受注者自らの都合により施工方法等について監督員に同意を得るもの
→ **設計変更不可**
- ✓ **協議** : 発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの
→ **設計変更可能**

4. 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては、**設計変更が可能**である。

1. 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず **当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。**(ただし、所定の手続きが必要。)
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。**
3. **所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」**によるもの。
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
4. 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合。
5. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

✓ **設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。**

- ① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- ② 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第19条にもとづき書面で行う。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
- ③ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- ④ 指示書へ概算金額の記載を行う。(2.(4)先行指示書等への概算額の記載を参照)

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(契約書第18条第1項の二) 【設計変更可能なケース】

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、
発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

受注者

「契約書第18条(条件変更等)第1項の二」
に基づき、その旨を直ちに監督員に通知

発注者

発注者は、第4項、第5項に基づき、
必要に応じて設計図書の訂正・変更
(当初積算の考え方に基づく条件明示)

受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(例)

1. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
2. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
3. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き (契約書第18条第1項の三) 【設計変更可能なケース】

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。

この場合においても、**受注者が勝手に判断して、施工することは不適當**である。

受注者

「契約書第18条(条件変更等)第1項の三」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに**監督員に通知**

発注者

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて**設計図書の訂正・変更**
(当初積算の考え方に基づく条件明示)

受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「**協議**」により**工期及び請負代金額を定める**

(例)

1. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
2. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と 実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(契約書第18条第1項の四) 【設計変更可能なケース】

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。

受注者

「契約書第18条(条件変更等)第1項の四」に基づき、設計図書の条件明示(当初積算の考え)と現地条件とが一致しないことを直ちに監督員に通知

発注者

調査の結果、その事実が確認された場合、発注者は第4項・第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更

受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(例)

1. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
2. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
3. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
4. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
5. その他、新たな制約等が発生した場合

(4) 工事中止の場合の手続き

(契約書第20条) 【設計変更可能なケース】

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き
(「Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン(案)」参照)

受注者

発注者

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない

受注者からの中止事案の確認請求も可。

「契約書第20条(工事の中止)第1項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を原則として一時中止しなければならない。

受注者は、土木工事共通仕様書1-1-14第3項に基づき、基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る。

発注者より、一時中止の指示(契約上一時中止をかけることは発注者の義務)

不承諾の場合は、基本計画書を修正し、再度承諾を得る。

発注者は、現場管理上、最低限必要な施設・人数等を吟味し、基本計画書を承諾

基本計画書に基いた施工の実施

承諾した基本計画書に基づき、施工監督及び設計変更を実施

(例)

1. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
2. 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
3. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
4. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
5. 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
6. 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合
7. 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
8. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
9. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(5) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

【設計変更可能なケース】

- ✓ 現地測量の結果、縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ✓ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。



図面等の再作成が必要となるものは
「設計図書の照査」の範囲を超えるものとなる。

- ✓ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- ✓ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ✓ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。



構造計算の再計算が必要となるものは
「設計図書の照査」の範囲を超えるものとなる。

- ✓ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う)。

- ✓ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ✓ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ✓ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構計図面作成。



目的物に変更が生じる図面作成は「設計図書の照査」の範囲を超えるものとなる。

- ✓ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- ✓ 舗装修繕工事の縦横断設計(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「8-12-4-3路面切削工」「8-12-4-5 切削オーバーレイ工」「8-12-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる)。

(注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

(6) 受注者からの請求による工期の延長

(契約書第21条) 【設計変更可能なケース】

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

受注者

「契約書第21条(受注者の請求による工期の延長)第1項」に基づき、その理由を明示した書面により監督員に通知

協議

発注者

発注者は第2項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負代金についても必要と認められるときは変更を行う。

受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(例)

1. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
2. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
3. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(7) 発注者の請求による工期の短縮

(契約書第22条) 【設計変更可能なケース】

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

受注者

受注者は発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出し、承諾を得る。

協議



発注者

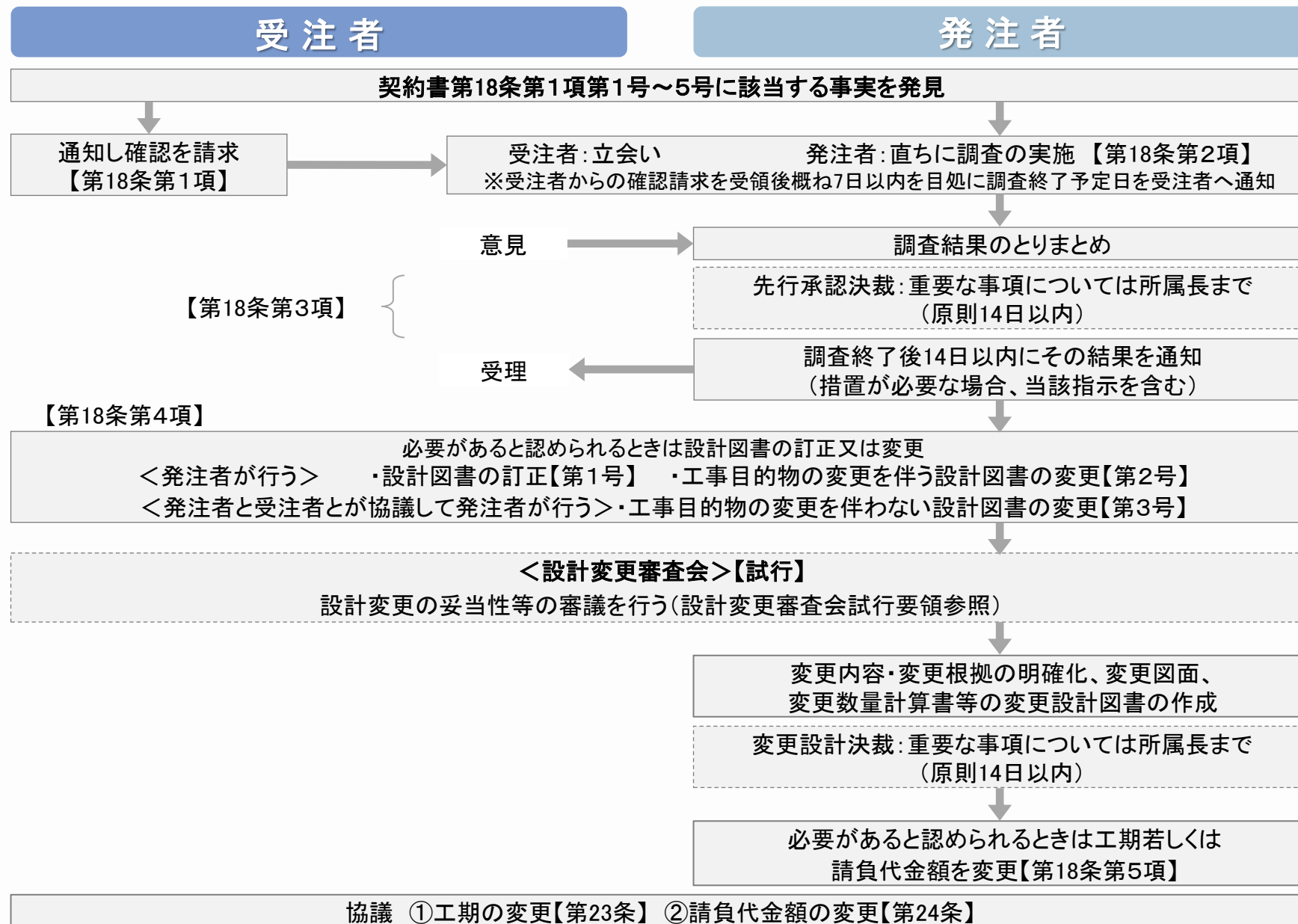
発注者は、「契約書第22条(発注者の請求による工期の短縮等)第1項」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を書面により受注者に請求。

受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(例)

1. 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
2. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
3. その他の事由(地元調整、関係機関調整など)により工期の短縮が必要な場合

5. 設計変更手続きフロー



6. 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

【契約書第18条第1項】

受注者

第18条第1項に該当する事実を発見

現地と設計内容の違いについて、確認できる資料を
書面で提出します。



発注者

資料を確認しました。
この資料の作成費用は
設計変更の対象としません。



(2) 設計変更に必要な資料作成

「工事請負契約書」第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、
「工事請負契約書」第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、
以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、内容を協議のうえ契約変更の対象とすることができる。

【契約書第18条第4項】

受注者

発注者

設計図書の訂正又は変更は発注者が行います。



～ 設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは ～

設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認
必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に具体的な作業を指示

設計変更に関わる資料を作成
したので提出します。



資料を確認しました。
内容を確認のうえ
設計変更の対象を判断します。



7. 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

条件明示等に不足が生じないよう、「土木工事条件明示の手引き(案)」を参考資料として活用するなど記載漏れがないようチェックすること。

(V 参考資料「条件明示について」平成14年4月18検第189号通知を参照。)

8. 指定・任意の使い分け

指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
2. 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
3. ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

【留意事項】

指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

1. 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
2. 発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。
 - ※任意における下記のような対応は不適切
 - ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
 - ・標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
 - ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

◎ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

自主施工の原則

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

契約書第1条第3項

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の 設計変更	設計変更の <u>対象とする</u>	設計変更の <u>対象としない</u>
条件明示の変更に対応した 設計変更	設計変更の <u>対象とする</u>	設計変更の <u>対象とする</u>
その他	<p>< 指定仮設とすべき事項 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合・ 仮設構造物を一般交通に供する場合・ 関係官公署との協議により制約条件がある場合・ 特許工法又は特殊工法を採用する場合・ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合・ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

II 工事一時中止等に係るガイドライン（案）

<u>1. ガイドライン策定の背景</u>	(P.28)
<u>2. 工事の一時中止に係る基本フロー</u>	(P.29)
<u>3. 発注者の中止指示義務</u>	(P.30)
<u>4. 工事を中止すべき場合</u>	(P.31)
<u>5. 中止の指示・通知</u>	(P.32)
<u>6. 基本計画書の作成</u>	(P.33)
<u>7. 工期短縮計画書の作成</u>	(P.34)
<u>8. 請負代金額又は工期の変更</u>	(P.35)

9. 増加費用の積算方法 (P.36)

(1) 工期延長等に伴う増加費用	(P.36)
(2) 増加費用の積算方法	(P.37)
イ 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用	(P.37)
ロ 契約後準備工着手前に工期延長等した場合	(P.38)
ハ 準備工期間に工期延長等をした場合	(P.39)
ニ 工期短縮を行った場合	(P.40)
ホ 著しい悪天候や気象状況により休工した場合	(P.41)
(3) 増加費用の構成	(P.42)
(4) 増加費用の算定	(P.43)
(5) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用 (標準積算)	(P.44)
増加費用の費目と内容	(P.45-P.47)
工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定	(P.48)
工期延長等に伴い増加する現場経費率における係数	(P.49)
(6) 工事一時中止の区分の違い	(P.50)
(7) 中止時期と増加費用の範囲	(P.52)
(8) 工事一時中止に伴う増加費用等の積上げ例 (3ヶ月を超える場合)	(P.54)

1. 工事一時中止等に係るガイドライン（案）策定の背景

発注者は、受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止を行わなければならない。

工事の一時中止等の手続きを適正かつ円滑にすすめるため、ガイドラインを策定するものである。

【工事発注の基本的考え方】

- 工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

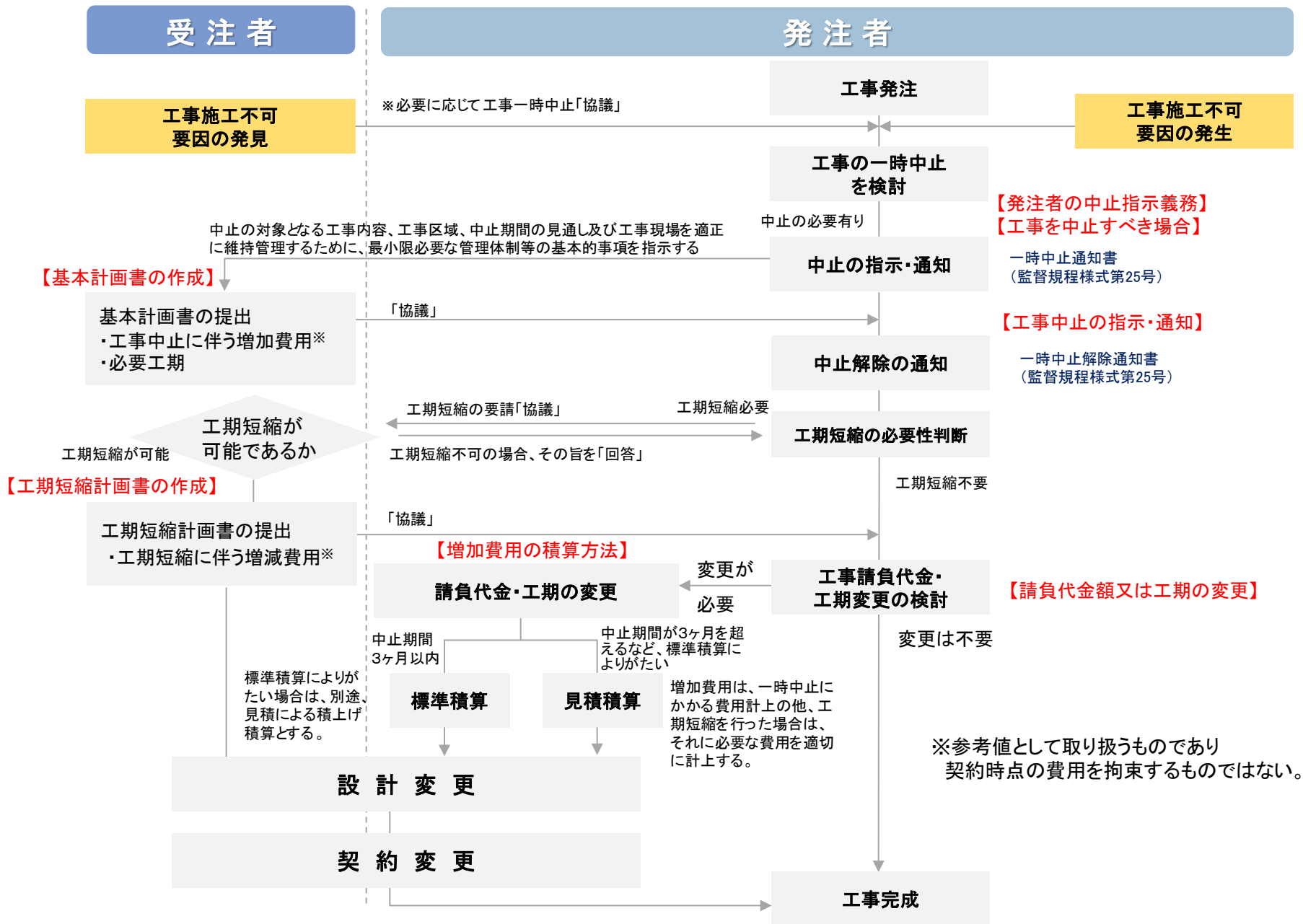
【工事発注の現状】

- 円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

【現状における課題】

- 各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。
- しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー

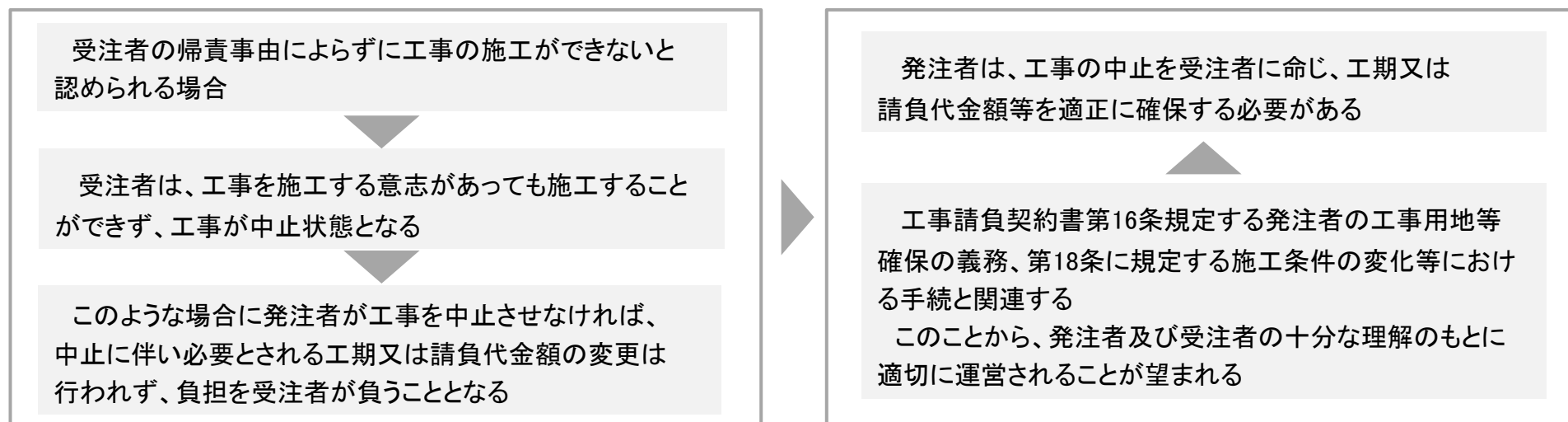


3. 発注者の中止指示義務

受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、**発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。**

受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。
発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。【契約書第20条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注)1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル: 国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、工事請負契約書(受注者の催告によらない解除権)第52条1項二を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超える場合」を目安とする。

4. 工事を中止すべき場合

受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合の規定

- ① 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき
- ② 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき【契約書第20条】

上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなかったため(工事請負契約書第16条)施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(工事請負契約書第18条)施工を続けることが不可能な場合…等

② 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

5. 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約書第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

【発注者の中止権】

- 発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
- ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

【受注者による中止事案の確認請求】

- 受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

【工事の中止期間】

- 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- 発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6. 基本計画書の作成

工事を中止した場合において、**受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。** 【茨城県土木部・企業局共通仕様書第1編1-1-1-13】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い**発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。**

一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

【記載内容（例）】

- 基本計画書作成の目的
- 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- 工事再開に向けた方策
- 工事一時中止に伴う増加費用 ※及び算定根拠
- 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

【受注者の管理責任】

- 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

7. 工期短縮計画書の作成

発注者は一時中止期間の解除に当たり、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。

受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。

協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

【記載内容】

- 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

【工期の変更】

- 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う

8. 請負代金額又は工期の変更

工事における工期延長等をした場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。 ※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

【請負代金額の変更】

- 発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。
- 増加費用
工事用地等を確保しなかった場合
暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
- 損害の負担
発注者に過失がある場合に生じたもの
事情変更により生じたもの
※増加費用と損害は区別しないものとする

【工期の変更】

- 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。
- このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9. 増加費用の積算方法

(1) 工期延長等に伴う増加費用

工期延長等に伴う増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の明細書(中止の場合は、受注者が作成した基本計画書)に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。

増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。

工期延長等に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

- ✓ 工事請負契約書第19条に基づく直接工事費の変更により、設計図書の変更を伴う工期の延長を行う工事については、対象外となる。
- ✓ (2)-ホ 著しい悪天候や気象状況により休工した場合」は、基本計画書や明細書は不要。
- ✓ 発注者は、工期延長等をした場合の増加費用の計上にあたり、「工事における工期の延長に伴う増加費用の積算について(通知)(令和2年8月14日付検第394号)」等を参考にすること。

(2) 増加費用の考え方

イ 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用

増加費用等の適用は、工期の延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

【増加費用として積算する範囲】

① 工事現場の維持に要する費用

- 工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員(専門職種を含む。以下同じ。)を保持するために必要とされる費用等

② 工事体制の縮小に要する費用

- 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械機器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等

③ 工事の再開準備に要する費用

- 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等

④ 中止により工期延期となる場合の費用

- 工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

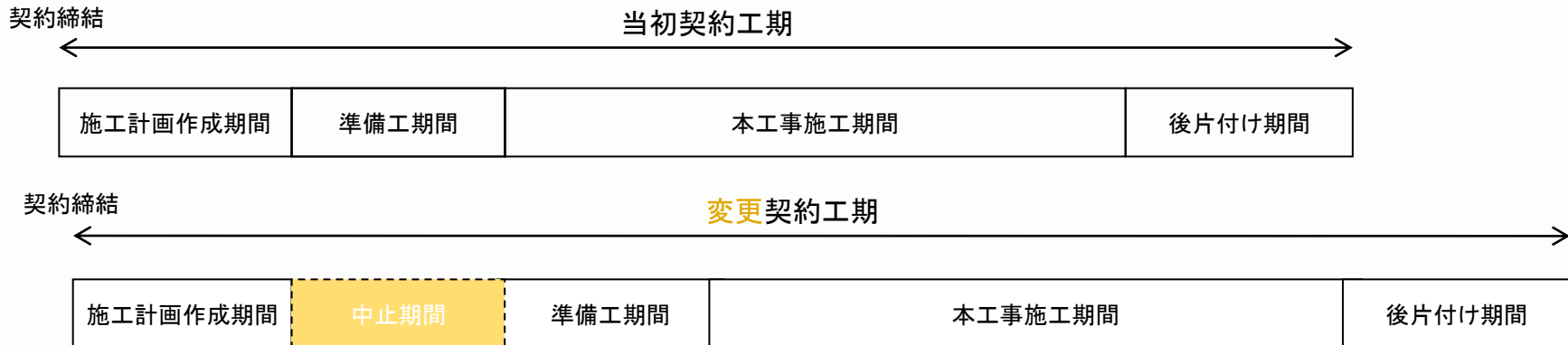
⑤ 工期短縮を行った場合の費用

- 工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件(災害等含む)に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- 工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

□ 契約後準備工着手前に工期延長等した場合

契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。



【基本計画書の作成】

- 工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

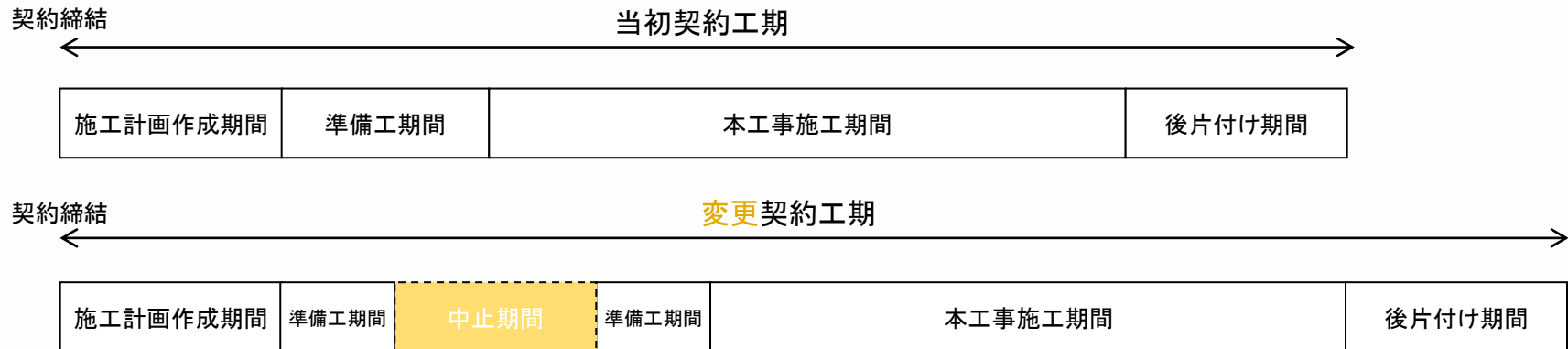
【増加費用】

- 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

八 準備工期間に工期延長等をした場合

準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板の設置し、測量当の本体工事施工前の準備期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。



【基本計画書の作成】

- 受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。
※概算費用は、請求する場合のみ記載する。 ※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

【増加費用】

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。（積算は受注者から見積を求め行う。）

二 工期短縮を行った場合

- ① 工期短縮の要因が**発注者に起因**するもの → 【増加費用を**見込む**】
(例) 工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合
- ② 工期短縮の要因が**受注者に起因**するもの → 【増加費用を**見込まない**】
(例) 工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合
- ③ 工期短縮の要因が**自然条件(災害等含む)に起因**するもの → 【増加費用を**見込む**】
(例) ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合
・自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合
※災害による損害については、工事請負契約書第29条(不可抗力による損害)に基づき対応

【増加費用を見込む場合の主な項目の事例】

- ・ 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。
- ・ パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。
- ・ その他、必要と思われる費用。

※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

ホ 著しい悪天候や気象状況により休工した場合

著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

また、増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

【特記仕様書記載例】

(工期)

第〇条 工期は、雨天や休日等を見込み、令和〇年〇月〇日までとする。なお、休日等には土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇を含んでいる。

- 2 なお、本工事の工期は猛暑日を考慮し、8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数〇〇日間を加算している。
(過去5か年のデータより年間の平均発生日数を算出)
- 3 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

【基本計画書の作成】

- 基本計画書の作成は不要

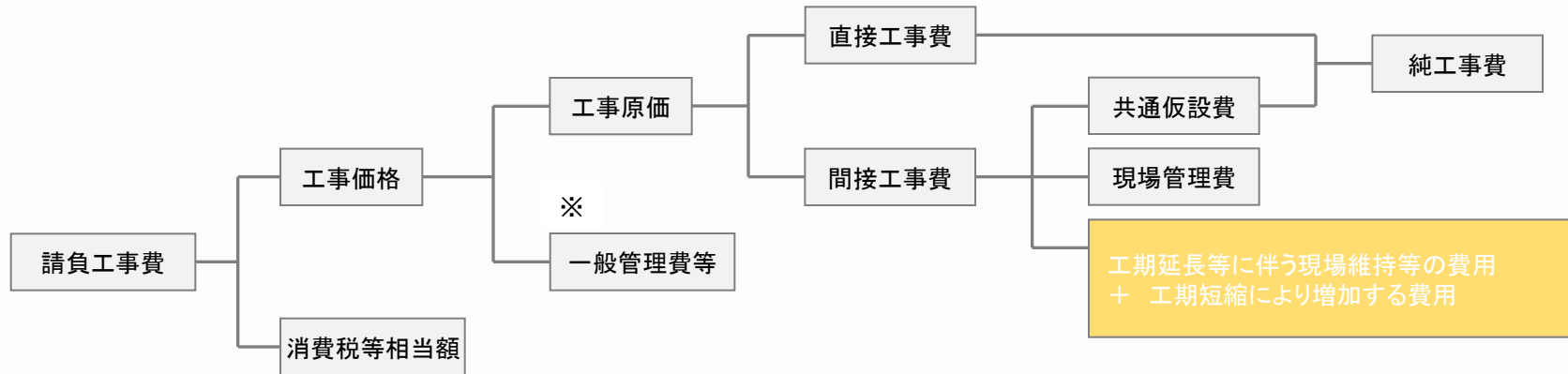
【増加費用】

- (3)増加費用の構成以降を参照
- 原則、工期延長日数に応じて標準積算により算定することとなるため、明細書は不要。

(3) 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。

ただし、工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。



※工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

【増加費用の設計書における取扱い】

- 増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

(4) 増加費用の算定

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工期延長等の期間が3ヶ月※以内は標準積算により算定するものとする。

また、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

- 標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「3ヶ月以内」としている。
- 工期延長等の期間が3ヶ月以内の場合でも、標準積算により難しい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。
- 見積を求める場合、工期延長等の期間全体にかかる見積(例えば工期延長等の期間が4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積)を徴収する。
- 同一工事内で複数回の一時中止を行った場合は各中止期間の長さに応じて算出した額の合計とする。

(例)

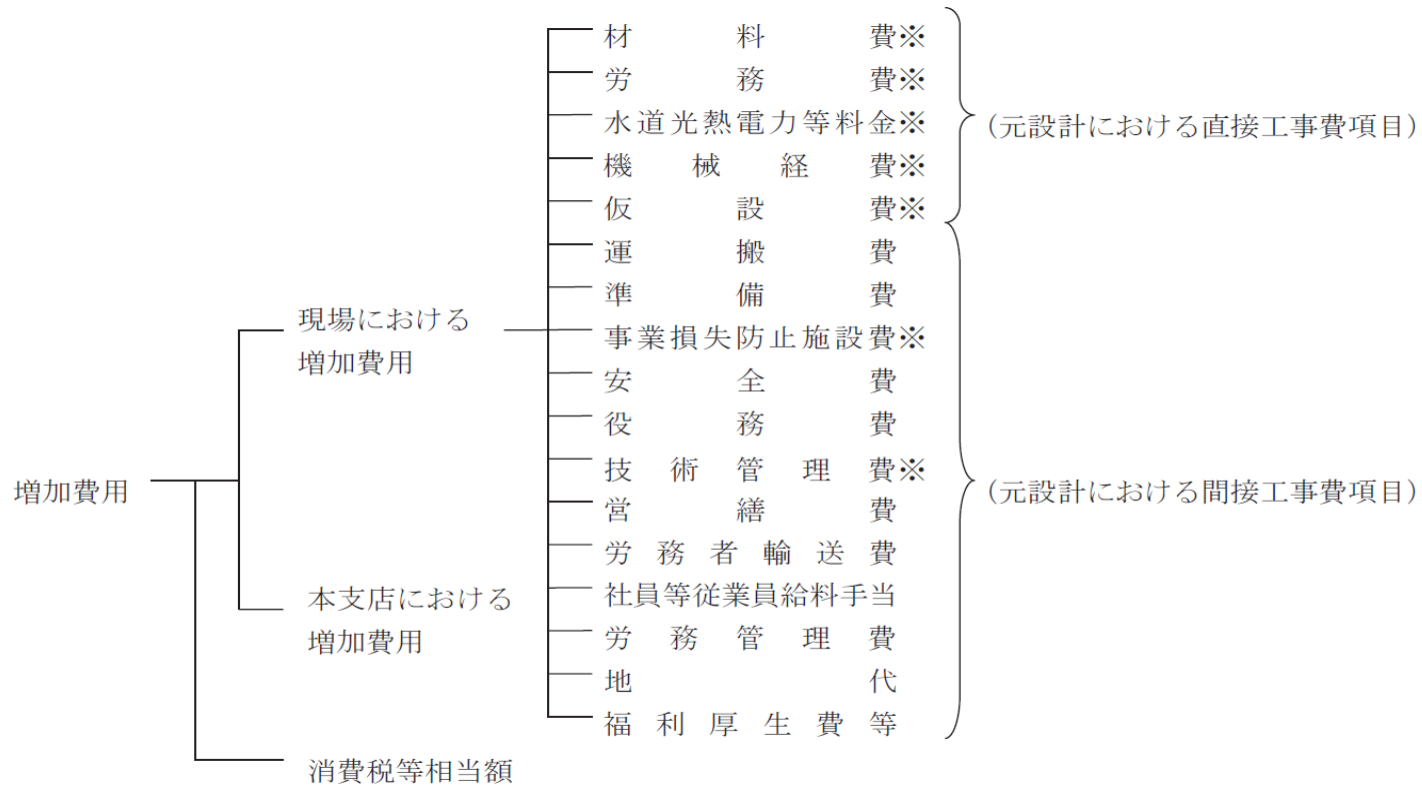
2ヶ月一時中止し、工事再開後、4ヶ月一時中止した場合



2ヶ月分の標準積算と4ヶ月分の積上げ積算を個別に行い、合計額を計上する

(5) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に関する費用として積算する内容は、以下の積上げ項目及び率項目とする。



増加費用の費目と内容（1/3）

い）現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業員等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち、元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

② 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）

③ 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運搬費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

増加費用の費目と内容 (2/3)

へ 運搬費

- ① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち、発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを、一定の範囲の工事現場外に搬出し、または一定の範囲から工事現場に再搬入する費用
- ② 大型機械類等の現場内運搬元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる、通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設等に準じて積算した費用

リ 安全費

- ① 既存の安全設備に係る費用
工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の、工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用
- ② 新たな工事現場の維持等に要する安全費
元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)

ヌ 役務費

- ① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、プラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用
- ② 電力水道等の基本料
元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の、工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

増加費用の費目と内容 (3/3)

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により工事現場に常駐する労務者、及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。)に支給する給料手当の費用
- ② 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を、工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延長等となることにより、追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者(通勤者も含む。)を一定の範囲に転出、又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。

なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸、又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者(以下「専従的労務者」という。)(通勤者を含む。)とする。

② 解体・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により、適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

ク 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

ケ 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

ii) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な、受注者の本支店における費用

iii) 消費税等相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税等に相当する費用

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定

$$G = dg \times J + \alpha$$

G: 工期延長等に伴う現場維持等の費用(円1,000円未満切り捨て)

dg: 工期延長等に係る現場経費率(% 少数第4位四捨五入3位止め)

J: 対象額(工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費)
(単位 円 1,000円未満切り捨て)

α : 積上げ費用(円1,000円未満切り捨て)

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N: 工期延長等日数(日) ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数

R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

A・B・a・b: 各工種毎に決まる係数

工期延長等に伴い増加する現場経費率（dg）における係数（A、B、a、b）

別表-1

工種区分	係数A				係数B				係数a	係数b
	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)		
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	550.7	561.8	561.8	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	87.2	87.0	87.0	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	-0.3805	-0.3796	-0.3801	-0.3796	8.9850	0.2036
PC橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1162.5	1087.6	1254.4	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	247.5	241.0	241.0	-0.1455	-0.1480	-0.1468	-0.1468	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	363.9	354.7	354.7	-0.1833	-0.1852	-0.1843	-0.1843	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	0.1118	0.4194
砂防・地すべり等工事	275.1	288.4	295.3	295.3	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	333.4	333.6	363.7	-0.1653	-0.1634	-0.1643	-0.1636	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	697.2	697.9	697.9	-0.2406	-0.2391	-0.2399	-0.2399	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	119.9	116.7	116.7	-0.0941	-0.0966	-0.0954	-0.0954	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	306.7	308.7	308.7	-0.1811	-0.1781	-0.1796	-0.1796	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	422.5	412.8	412.8	-0.1891	-0.1916	-0.1904	-0.1904	2.7078	0.2589
下水道工事(4)	186.2	206.0	205.4	205.4	-0.1419	-0.1408	-0.1414	-0.1414	0.6805	0.3202
公園工事	643.6	715.1	711.5	711.5	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	115.6	—	—	—	-0.0824	—	—	—	0.3392	0.3621
フィルダム工事	91.3	—	—	—	-0.0673	—	—	—	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	293.4	293.1	320.0	-0.1540	-0.1518	-0.1529	-0.1520	0.0035	0.6165
情報ボックス工事	1338.5	1523.7	1498.7	1498.7	-0.2880	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

※積算基準及び標準歩掛（令和7年8月茨城県土木部）による算定方法を記載している。
適用にあたっては、最新の積算基準を参照すること。

(6) 工事一時中止の区分の違い

工事の全部を中止する場合(一時中止)、工事の一部を中止する場合(一部一時中止)で、契約上の取扱いや増加費用の計上方法が異なる。

- ✓ 一部一時中止の場合においても、中止期間中の工事現場の維持・管理が必要であったり、その中止が全体工程に影響を及ぼす場合は、請負金額及び工期の変更を行う。

	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
契約解除出来る時期 (契約書第48条)	中止期間が工期の10分の5 または6ヶ月を超えるとき	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期する	中止に伴う影響期間について工期延期する

中止期間が3ヶ月以内の場合（標準積算）

中止期間が3ヶ月を超える場合等（積上げ積算）

（ 工事全体の中止 ） 一時中止

- 率計上項目は、**標準積算**とする。
（社員等給与、現場事務所費用等）
※標準積算の率計上項目の対象日数は「**中止期間:N**」を用いる。
- 率計上項目以外は積上げ積算する。
（材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）
※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。

- 全ての増加費用を積上げ積算する。
（社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）
※積み上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。



一部一時中止

- 率計上項目は、**標準積算**とする。
（社員等給与、現場事務所費用等）
※標準積算の率計上項目の対象日数は「**工事延期期間:N'**」を用いる。
- 率計上項目以外は積上げ積算する。
（材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）
※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。

- 全ての増加費用を積上げ積算する。
（社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）
※積み上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。



※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合:出水期間における現場維持等に必要となる費用(仮設費用、運搬費用、現場巡視等)は設計変更により計上する。

(7) 中止時期と増加費用の範囲

		中止の時期		
		契約後準備工着手前	準備工期間	本工事施工中
		契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間	現場事務所・工事看板を設置し、本工事前の測量等を行う期間	
中止期間	3ヶ月以内	増加費用は計上しない ※全部中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の10分の5又は6月を超えた場合等は契約の解除権が発生	積上げ積算 ※実際に要した費用の明細に基づいて協議により決定 【積算例】 ○安全費 ・工事看板の損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当等	標準積算（率計上項目）および積上げ積算（率計上項目以外）の合計 ※積上げ積算は実際に要した費用の明細に基づいて協議により決定
	3ヶ月を超える			積上げ積算 ※実際に要した費用の明細に基づいて協議により決定
		※増加費用の算定は、「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した費用の明細に基づいて発注者と受注者が協議して決定する。		

【標準積算の場合の率計上項目】

率積上げ項目

積上げ項目

イ 材料費	①材料の保管費用
	②他の工事現場へ転用する材料の運搬費
	③直接工事費に計上された材料の損料等
ロ 労務費	①工事現場の維持等に必要な労務費
	②他職種に転用した場合の労務費差額
ハ 水道光熱電力等料金	設置済の施設を維持するために要する費用
ニ 機械経費	工事現場に存置する機械の費用
ホ 仮設費	①仮設諸機材の損料
	②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
	③工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用
ヘ 運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
	②大型機械類等の現場内運搬
ト 準備費	通常の準備作業を超える作業
チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
リ 安全費	①既存の安全設備に係る費用
	②新たな工事現場の維持等に要する安全費
ヌ 役務費	①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
	②電力水道等の基本料
ル 技術管理費用	原則として増加費用は計上しない
ヲ 営繕費	工期延長等期間中における営繕施設の維持費、補修費及び損料額又は営繕費
ワ 労務者輸送費	工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
カ 社員等従業員給料手当	①元請・下請会社の現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
	②工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
	③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
ヨ 労務管理費	①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
	②解雇・休業手当を払う場合の費用
タ 地代	現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用
レ 福利厚生費等	現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

(8) 工事一時中止に伴う増加費用等の積上げ例 (3ヶ月を超える場合)

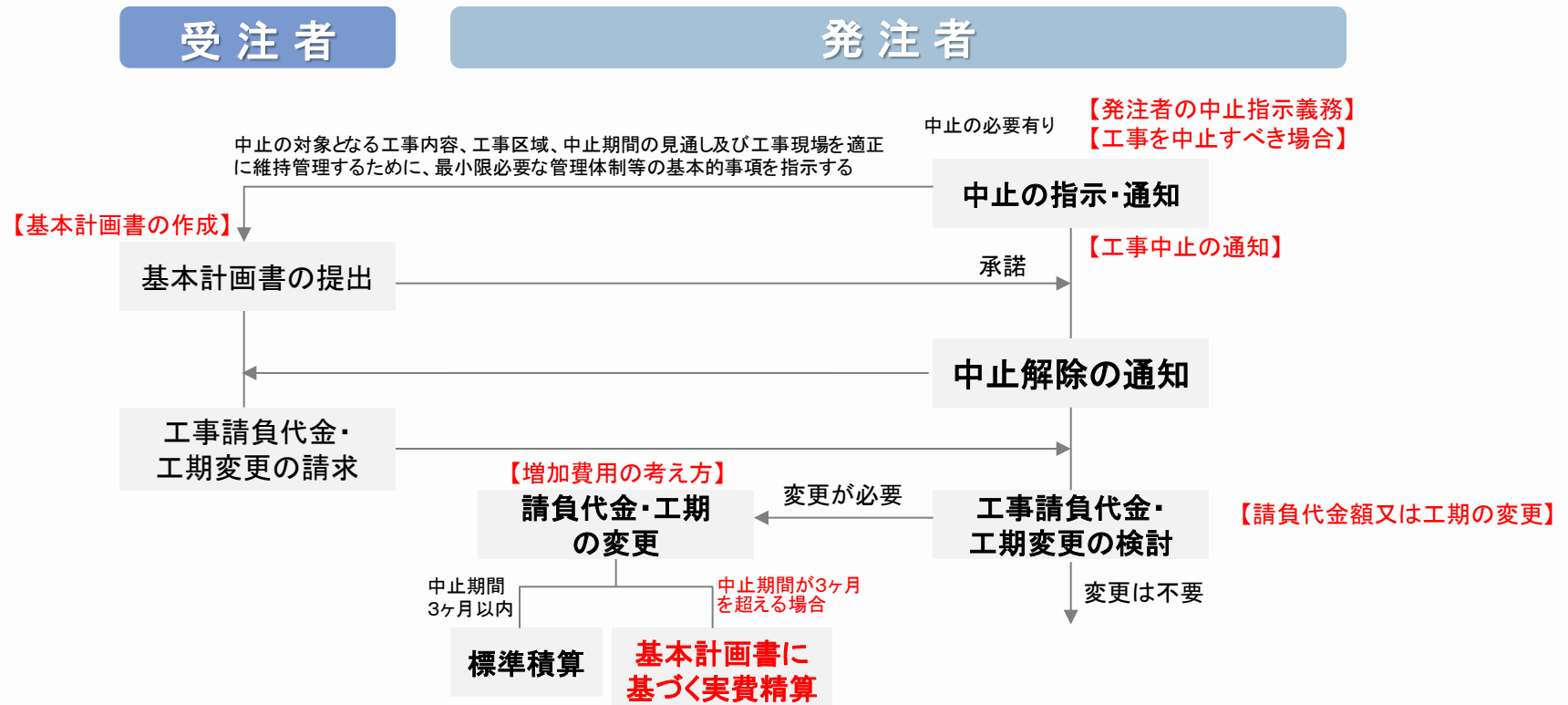
工事名: ○○○電線共同溝工事

当初工期: 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日(○○○日間)

当初契約金額: ¥○○○, ○○○, ○○○-

一時中止内容: 現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所の調整及び支障物件移設等に
 占用企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する

一時中止期間: 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日(○○○日間)



【基本計画書の作成例（準備工期間中に工事中止）】

〇〇〇第00-00-000-0-000号

〇〇〇電線共同溝工事

基本計画書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設株式会社

目次

1. 工事概要	1
2. 中止期間中の業務	2
3. 中止期間中の現場体制	3
4. 現場組織表	4
5. 安全衛生管理組織表	5
6. 緊急時の体制及び対応	6
排管掘削時	7
台風発生時	8
緊急道路体制	9
災害対策本部組織図	10
緊急資材一覧表	11

2. 中止期間中の業務

1) 現場点検の実施

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇出張所に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。

2) 緊急時の対応

震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。

3) 中止期間中の実施作業

中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。

・現地調査

工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。

・試掘の立会

企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。

・施工計画書の作成

現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督職員の承認を得る。

・道路調整会議の出席

・道路工事等協議書の作成

現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

3. 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下の通りです。

現場代理人 常駐

監理技術者 非専任

施工担当者 代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇出張所と協議のうえ、社員を増員します。

現場作業が無い、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととする。

中止期間中の業務内容を明記

中止期間中の現場体制を明記

一時中止に伴う増加費用の基礎資料

【増加費用の請求書例】

本件責任者：氏名	連絡先
担当者：氏名	連絡先

令和〇〇年〇〇月〇〇日

茨城県〇〇〇〇事務所長 殿

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

工事の一時中止に伴う増加費用の請求について
(〇〇〇〇第00-00-000-0-000号〇〇〇電線共同溝工事)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結しました標記工事について、令和〇〇年〇月〇日から工事の一時中止を受け、令和〇〇年〇〇月〇〇日に工事の一時中止の解除通知を受けましたので、一時中止に伴い現場維持等に要した費用を請求します。

記

- 1, 中止期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
(〇〇〇日間)

以上

本件責任者：氏名	連絡先
担当者：氏名	連絡先

令和〇〇年〇〇月〇〇日

茨城県〇〇〇〇事務所長 殿

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

添付資料について
(〇〇〇〇第00-00-000-0-000号〇〇〇電線共同溝工事)

別紙資料①～②に計上しました金額等については、弊社経理部門において適正に処理した会計資料に基づき作成したものであることを証明します。

記

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 現場代理人の人件費
(令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月) |
| 資料2 | 福利厚生費・事務用品費・通信交通費・現場事務所に要した費用
(令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月) |

【増加費用の見積もり書例】

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名 ○○○○電線共同溝工事
 工事場所 自) ○○県○○市○○
 至) ○○県○○市○○
 当初工期 自) 令和○○年○○月○○日 一時中止期間 自) 令和○○年○○月○○日
 至) 令和○○年○○月○○日 至) 令和○○年○○月○○日
 (750日間) (129日間)

当初契約金額 ￥○○○,○○○,○○○ 税抜契約金額 ￥○○○,○○○,○○○

増加金額 ￥ 3,629,624 税抜増加金額 ￥ 3,456,785

○○○○株式会社 ○○支店

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名	○○○○電線共同溝工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・現場事務所費		式	1		163,032	
合計					3,456,785	

- 見積もりに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出が必要

(例)

(1) 現場代理人等の給料について

- ① 当該現場での作業内容
- ② 給与等の内訳書
- ③ 給与明細等の資料

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ① 経費別支払調書
- ② 事務用品の証明書類の提出
- ③ 経費支払い集計調書

- 妥当性の確認ができた項目を積み上げる

(例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

【増加費用の見積もり根拠資料例】

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

① 経費別支払調書 (令和〇〇年 〇月分)

税抜き金額

項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇〇(株)	37,000	
通信交通費				
	連絡車	株〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000	
合計			101,300	

② 事務用品費の証明書類の提出(請求書の例)

請求書

〇〇〇株式会社 御中
社名 〇〇〇株式会社
今回請求金額 〇〇,〇〇〇円

令和〇〇年〇月〇日
請求書番号 10151910

住所 〇〇県〇〇市〇〇
会社名 〇〇〇株式会社
代表者 〇〇〇
TEL 012-345-6789

工事名称 〇〇〇電線共同溝工事
名称 ステンパンスカシタダ料

※出金高検算の場合に、名称欄に当月末の出金票累計額および今回請求金額記載してください。

品目	名称	数量	単位	単価	金額
	別紙印刷済み領収書	1	次		37,750
	領収書				1,200
	消費税				1,350
計					37,750

※〇〇株式会社使用欄

※注文書の契約番号を記入してください。

※〇〇株式会社使用欄(記入しないでください)

契約番号 出金高検算
契約年月日 発注日
契約事項 支払先
増減金
割引計

※請求書(請求印の捺印は1部のみ)、当領書とも2部提出して下さい。

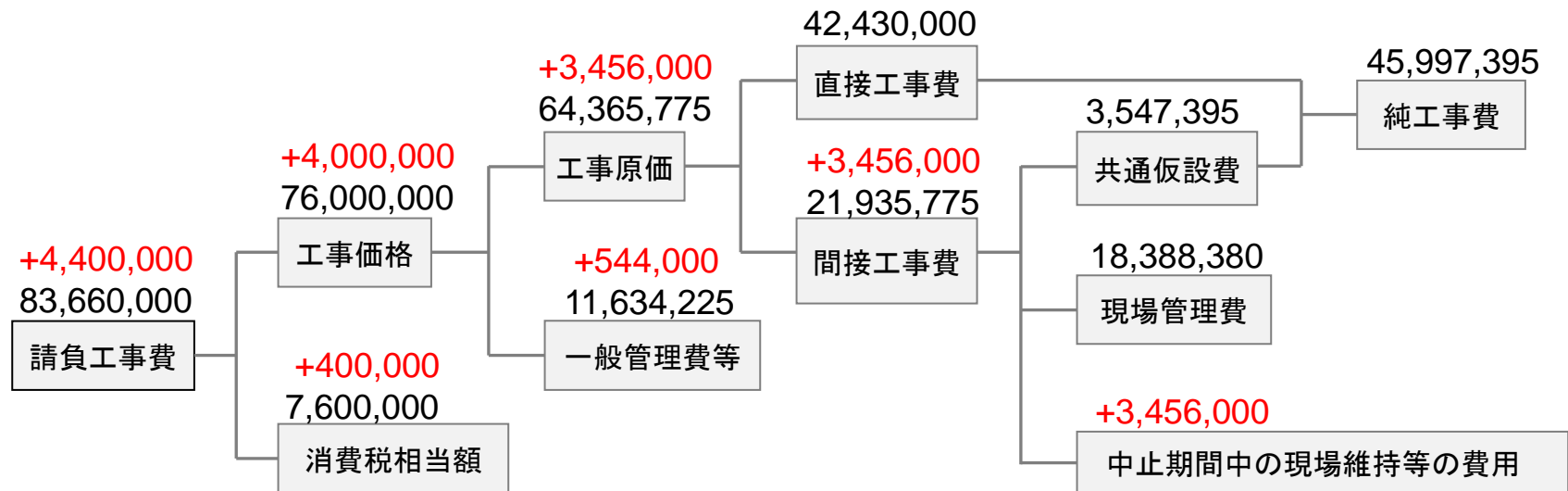
① 発切 ② 発注 ③ 領収 ④ 納付

③ 経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

【増額費用の計算例】

中止期間が3ヶ月を超える場合 **赤字は増額金額**



設 計 内 訳 書

工事名	○○○○○電線共同溝工事 (1 回変更) (包括合意)					事業区分	共同溝・電線共同溝		
						工事区分	電線共同溝		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
共同溝		式	1		42,430,000	0	0		
開削土工		式	1		42,430,000	0	0		
掘削工		式	1		42,430,000	0	0		
開削掘削		m3	10.000	4,243	42,430,000	0	0		
直接工事費		式	1		42,430,000	0	0		
共通仮設費		式	1		3,547,395	0	0		
共通仮設費 (率計上)		式	1		3,547,395	0	0		
純工事費		式	1		45,977,395	0	0		
現場管理費		式	1		18,388,380	0	0		
工期延長等に伴う現場維持費		式	0 1		0 3,456,000	1	3,456,000	※ 1	
工事原価		式	1		64,365,000 67,821,775	1	3,456,000		
一般管理費等		式	1		11,634,225 12,178,225	1	544,000		
工事価格		式	1		76,000,000 80,000,000	1	4,000,000		
消費税相当額		式	1		7,600,000 8,000,000	1	400,000		
工事費計		式	1		83,600,000 88,000,000	1	4,400,000		

※ 1. 『工期延長等に伴う現場維持費』には、請負比率及び合意比率を考慮しない。

III 設計変更事例

◆事例の分類

1. 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更
2. 工事目的物の追加
3. 施工数量の増減
4. 施工方法等（施工場所、施工時期、工法）の変更
5. 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

※引用文献：「公共土木工事 設計変更事例集」 山海堂

※参考文献 よくわかる公共土木工事の設計変更－基礎と事例－山海堂

1-1 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

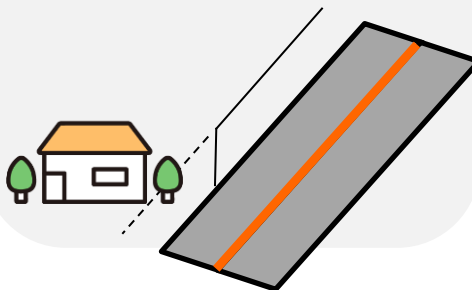
用地取得を前提として工事契約した一部分について用地交渉が不調となったため、その区間では設計通りの構造で施工が不可能なことから、用地取得範囲内ですりつけ構造として変更した。

当初設計

- 工事用地に関する施工条件として用地取得時期を明示
 - 予定どおり処理出来ない場合は、監督員と協議する。
- と示されていた。

- 一部分について用地交渉が不調。

設計通りの構造での施工は不可能・・・



変更設計

- 用地取得範囲内ですりつけるよう暫定構造とする。
- 変更した設計図書に基づき変更設計とする。

【契約書第19条(設計図書の変更)】



契約書第19条(設計図書の変更)では発注者は必要があると認める時は自らの意志で設計図書を変更できるとされており、工事目的物の変更を受注者に通知し、工期又は請負代金の変更を行う。

1-2 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので、基礎工の構造を変更した。

当初設計

- 設計図書には土質柱状図及び支持地盤となる岩盤線が示されていた。

- 試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明。

支持地盤の強度が不足しているなあ。



変更設計

- 試験杭の施工結果より工事一時中止を指示
- ボーリング調査を追加
- 土質変更に伴う基礎杭長、基礎杭径等の変更について設計図書に明示
- 一時中止の増加費用、ボーリング調査費用及び変更設計図書に基づく基礎構造の費用計上



契約書第19条(設計図書の変更)では発注者は必要があると認める時は自らの意志で設計図書を変更できるとされており、工事目的物の変更を受注者に通知し、工期又は請負代金の変更を行う。

1-3 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

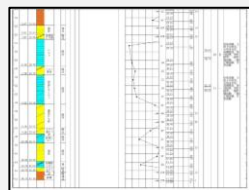
土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更した。

当初設計

- 当該箇所の土質条件は、設計図書に「土質柱状図」及び「薬液注入工法」が示されていた。

- 土質条件が現場と設計で一致しなかった。

土質条件が設計と異なっているため、薬液注入率を見直さなければ。



変更設計

- 土質条件の変更を設計図書に明示
- 変更後の薬液注入率で費用を計上



設計図書の変更内容は施工条件である「土質柱状図の変更」であり、これに伴う薬液注入率の変更は設計図書の変更ではなく、単に積算の変更となる。

(※) この場合、薬液注入率の変更を設計変更審査会等を通じて明確に伝える必要がある。

※通常、注入量、注入率等については、特記仕様書で「条件明示」している。

1-4 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

路盤材等の材料をコンクリート再生砕石で設計計上したが、工事現場から40kmの範囲内の再資源化施設(指定工場)から必要量を確保できないため新材砕石に変更した。

当初設計

- 設計図書にはコンクリート再生砕石の使用と示されていた。

- 工事現場から40kmの範囲内の再資源化施設(指定工場)に供給できる再生砕石が無かった。

調査結果

調査項目	調査結果
調査対象	再生砕石工場
調査期間	2023年10月10日
調査場所	工事現場から40km以内
調査結果	再生砕石の供給量が不足している
調査者	〇〇〇



変更設計

- 使用する材料を新材砕石に変更
- 新材砕石の単価を計上



建設発生土情報検索システムの再生砕石工場情報検索により出荷可能工場を検索。

受注者は提示された工場の再生砕石の出荷可能数量を調査して監督員に報告し、変更について協議すること。

2-1 工事目的物の追加

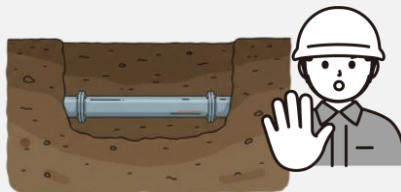
埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

当初設計

- 既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については監督員が別途指示する。
と示されていた。

- 埋設管が工事の支障となる。

ここに埋設管があるね！



変更設計

- 既設埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、規格、数量等を設計図書に明示。
- 既設埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上。



工事に影響する可能性が大きいいため特記仕様書又は図面には「存在」を記しておき、設計変更の対象とする可能性を示唆しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。【契約書第18条(条件変更等)】

3-1 施工数量の増減

一部用地において所有者との交渉が難航して、契約工期内に工事が完成出来ない見通しとなり、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

当初設計

- 工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。
- また、予定どおり処理出来ない場合は、監督員と協議すると示されていた。

- 一部用地において所有者との交渉が難航。



変更設計

- 工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。
- 用地未取得箇所の工事数量を減じ積算すると共に工事一時中止に伴う増加費用を計上。



やむを得ず工事を一部一時中止しなければならない場合は、数量増減に伴う設計図書の変更を行う。【契約書第19条(設計図書の変更)】

3-2 施工数量の増減

工事施工箇所に家屋移転補償済みの家屋があるが、当初想定していた時期より移転が遅れたため当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

当初設計

- 用地未取得地の範囲、確保見込み時期が設計図書に示されていないかった。



変更設計

- 工事の一部中止を指示すると共に設計図書の変更を行う。
- 変更した設計図書に基づき変更設計とする。

【契約書第19条(設計図書の変更)】



用地の確保時期は施工計画に影響を与えるため、移転未了の見込み時期等も明示しておく必要がある。

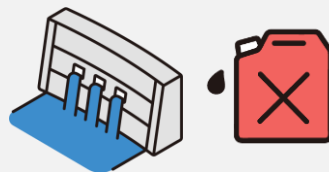
4 - 1 施工方法等の変更

排水基準を満足する水質で排水したところ、渇水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。

当初設計

- 当初設計図書には水質汚濁に関する特別な事項は示されていないかった。

- 渇水のために水質汚濁が危惧された。



変更設計

- 水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能、稼働時間について明示。
- 変更積算は濁水処理設備等について計上。



本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、渇水という状況下においてその必要性が設計変更審査会で検討されたもの。

4 - 2 施工方法等の変更

地元要望により、振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあり、工法変更をした。

当初設計

- 仮締め切りの施工については、打ち込みを高周波バイブロハンマ、引き抜きを電動式バイブロハンマ方式により施工方法を指定している。また、現地の状況によりがたい場合は、監督員と協議する。
と示されていた。

- 地元要望により、振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあった。



変更設計

- 受注者と協議のうえ、鋼矢板の打ち込み、引き抜き工法を変更する。
- 特記仕様書に工法変更を明示した。



契約時点では、最も合理的な工法として指定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は苦情内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を変更特記仕様書に示し、設計変更の対象とする必要がある。

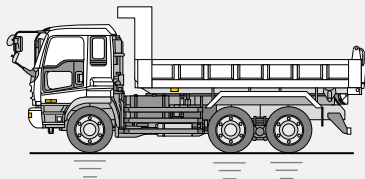
4 - 3 施工方法等の変更

工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、砕石による補修だけでは解決しないため敷鉄板の敷設を追加した。

当初設計

- 工事用道路に関しては「既設のものを使用」することとしており、補修に関しては補修材の材質、数量の明示がされていた。

- 工事用道路の振動抑制対策について地元要望があった。



変更設計

- 工事用道路の整備について補修材料及び敷鉄板の敷設数量を明示。
- 敷鉄板の敷設費用及び損料を計上。



施工手段や仮設は本来任意であるが、重要な仮設物や特別に地元と約束がある場合などの仮設については指定仮設として設計図書に示す事になる。この場合、地元要望に基づき施工条件の変更となったため設計変更の対象とする。

4 - 4 施工方法等の変更

現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通誘導員の配置が必要となった。

当初設計

- 「全作業は昼間作業」という施工時間帯が施工条件として示されている。また、車両出入り口の箇所数と交通誘導員の人数が示されていた。

- 現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。

現道切り回し作業が夜間に



変更設計

- 以下の3点について設計図書に条件明示する。
 - ①夜間作業の区分
 - ②交通誘導員の夜間作業時間帯及び員数
 - ③夜間作業の変更に伴う工期の延長
- 夜間作業に伴う積算の変更と交通誘導員の費用を計上。



当初の特記仕様書では作業が昼間を前提としており、交通誘導員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため設計変更の対象とする。

4 - 5 施工方法等の変更

当初見込んだ道路使用が許可されず、クレーン及び仮設プラントの設置用に仮栈橋を設けることとした。

当初設計

- 当初の特記仕様書では仮設備の設置方法についての指定が示されており、設置箇所は車道の1車線規制が可能である旨の施工条件が示されていた。



- 当初見込んだ道路使用が許可されなかった。



変更設計

- 施工ヤードとして仮栈橋工を設計図書に明示し、変更設計図書に従い仮栈橋工を計上。



道路使用が許可されず施工ヤードを変更せざるを得なかった。

条件明示に先だって、道路使用が可能であるか事前の調査・検討が必要であった。

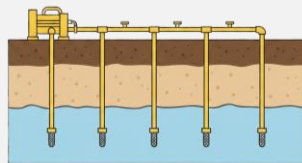
4 - 6 施工方法等の変更

当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

当初設計

- 当初設計図書には水替ポンプの規模と数量が示されていた。
- Φ 〇〇×台数を想定しているが、これによりがたい場合は、監督員と協議。と示されてた。

- 予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。



変更設計

- ウェルポイントの追加に伴って水替工のポンプ台数を減じて積算。
- ウェルポイント工法の費用を計上。



一般に工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

5-1 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

用地借地交渉に不測の日数を要したため一時中止し、工期延期を行った。

当初設計

- 工事用地等に関する施工条件として借地条件等が明示されていた。
- また、予定どおり処理出来ない場合は、監督員と協議。

と示されていた。

- 用地借地交渉に不測の日数を要した。



変更設計

- 工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。
変更費用については工事一時中止に伴う増加費用を計上。

【契約書第20条(工事の中止)】



発注者は、施工条件として借地条件等がある場合は、条件をを明らかにすると共に事実上施工が不可能な時は、時機を逸せず工事の一時中止を速やかに指示する必要がある。(ただし工事に直接関係する借地に限る)

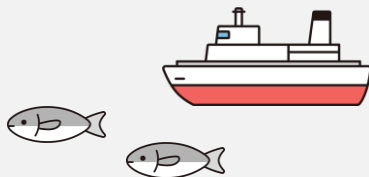
5-2 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画(工事に伴う排水計画)の再検討について要望が出されたため地元合意が成立するまで工事一時中止を行った。

当初設計

- 当初、特記仕様書には排水計画を作成し監督員と協議する。
と示されていた。

- 地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画の再検討について要望が出された。



変更設計

- 速やかに工事の「工事一時中止」の指示を行い、ガイドラインに基づき「基本計画書」の作成を行う。
- 工事一時中止に伴う増加費用を計上。

【契約書第20条(工事の中止)】



地元からの計画見直しの要望により、発注者が工事の中止を認めたものであり、工事の全部又は一部の施工を中止させることが出来る。このとき一時中止に伴う増加費用について受注者と協議して費用を見込まなければならない。

5-3 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来ないため、工期延長を行った。

当初設計

- 当初設計では現況河川の平水位が示されていた。

- 予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来なくなった。



変更設計

- 受注者から河川の増水により基礎工の施工が不可能である旨を明示。(工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表)
- 工期の延長

【契約書第21条(受注者の請求による工期の延長) 第23条(工期の変更方法)】



河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工出来ない水位であることを示さなければならない。

6-1 工期短縮に伴う変更

工事一時中止により2カ月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1か月とし、1ヶ月間の工期短縮するための施工を指示した。

当初設計

- 設計工程: ○か月

- 工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、1か月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった。



変更設計

- 受発注者間で1か月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。
(例)
 - ・プレキャスト導入に伴う増
 - ・建設機械の増
 - ・夜間施工に伴う増など



工事数量に変動はないが、工程短縮するために工法等を変更する必要がある場合、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

IV 受発注者間のコミュニケーション

茨城県設計施工連絡会議（三者会議）

ワンデーレスポンス

設計変更審査会（試行）

各種取組の概要

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するための取組を整備。受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

工事着手時

三者会議

施工者

現場条件の把握
設計思想の把握
新技術の提案等

発注者

設計者

課題を早期に把握し
円滑な工事着手や手戻りの防止

構造物を主体とする工事などを中心に実施。

また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や受注者からの申し出による開催も可。
※「茨城県設計施工連絡会議(三者会議)実施要領」(平成27年4月1日)

施工中

ワンデーレスポンス

協議・承諾・確認等

発注者

施工者

適切な工程管理が可能となり
現場の生産性が向上

原則、全ての工事が対象
※「茨城県工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」(令和3年8月17日)

設計変更

設計審査会(試行)

発注者

施工者

担当者によるバラツキをなくし、
透明性を図る審査会の開催
設計変更がドライン活用の徹底

変更設計の透明性を図り
円滑な変更手続

受発注者協議が整わない、重要な変更等が対象
「設計変更審査会試行要領」(平成29年3月24日)

V 参考資料

1. 工事請負契約書

- 総則（第1条）
- 工事用地の確保等（第16条）
- 条件変更等（第18条）
- 設計図書の変更（第19条）
- 工事の中止（第20条）
- 受注者の請求による工期の延長（第21条）
- 発注者の請求による工期の短縮等（第22条）
- 臨機の措置（第26条）
- 不可抗力による損害（第29条）
- 発注者の催告による解除権（第46条）
- 受注者の催告によらない解除権（第48条）
- 受注者の損害賠償請求等（第49条の2）

2. 設計変更に関する通達・通知等

- 「設計変更の取扱いについて」
(平成11年11月11日)
- 「公共工事の発注における工事安全対策要綱」
(平成4年7月20日)
- 「施工条件明示の明示について（通知）」
(平成14年4月18日)

1. 工事請負契約書

第1条(総則)

- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(第8条において「施工方法等」という。)については、この契約及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

第16条(工事用地の確保等)

発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によつて工事用地等が不用となつた場合において、当該工事用地等に受注者が所有し又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有し又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、及び取り片付けて発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わつて当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第18条(条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の内容が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の規定による調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条(設計図書の変更)

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条(工事の中止)

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(第30条において「天災等」という。)であつて受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認めるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第21条(受注者の請求による工期の延長)

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は請負代金額について必要と認められる変更をし、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要と認められる費用を負担しなければならない。

第22条(発注者の請求による工期の短縮等)

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条(工期の変更方法)

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあつては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第24条(請負代金額の変更方法等)

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第26条(臨機の措置)

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとつた措置の内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

第29条(不可抗力による損害)

工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めに帰することができないもの(第6項において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

第46条(発注者の催告による解除権)

発注者は、工事が完成するまでの間は、次条及び第46条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第48条(受注者の催告によらない解除権)

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないときに通知することができる。

第49条の2(受注者の損害賠償請求等)

受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

2. 設計変更に関する通達・通知等

- 「設計変更の取扱いについて」(平成11年11月11日)
- 「公共工事の発注における工事安全対策要綱」(平成4年7月20日)
- 「施工条件明示の明示について(通知)」(平成14年4月18日)

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負人に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期又は請負代金額の変更等を行わなければならない。

○設計変更の取扱いについて

平成 11 年 11 月 11 日
事務連絡 監理課長 検査指導課長

設計変更に伴う契約変更が生じた場合、当該変更が茨城県建設工事請負契約書第18条該当か又は第19条該当かで下記のとおりその手続きが異なるので、適正に処理されるよう周知徹底願います。

記

I. 工事の施工条件の変更など、請負人からの請求等により契約当初と事情が変わり、当初の設計図書のまま工事を続行することが適当でない判断される場合：第18条該当

【必要措置】

1. 請負人の通知義務

設計図書と工事現場の不一致の場合など、契約書第18条第1項第1号から第5号（参考：別紙備考欄）に列挙された事実が発見された場合、請負人は、監督員に書面により通知して、発注者による確認を求めなければならない。

2. 調査

監督員は、上記1の確認を求められたとき又は自らこれらの事実を発見したときは請負人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。

3. 調査結果の取りまとめ

発注者は、調査結果を取りまとめ、一定期間内に、書面により請負人に通知しなければならない。

4. 設計図書の変更又は訂正

第1項各号に掲げる事実が調査結果で確認された場合で必要があると認められるときは、発注者は設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

5. 工期又は請負代金額の変更等

設計図書の変更又は訂正が行われた場合、発注者は必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更する。また、発注者は請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担する。

II. 発注者が、自らの意思で設計図書を変更しなければならない場合：第19条該当

【必要措置】

1. 設計図書の変更

III. 設計変更に伴う契約変更の手続き

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。

設計変更に係る請負契約書条項（第18条、第19条）について

茨城県建設工事請負契約書条項	発注者	監督員	請負人	備考
第18条 条件変更等	<p>請負人の意見を聴いて、調査の結果を取りまとめ、調査終了後14日以内に、その結果を請負人に通知 ※（止むを得ない理由があるときは請負人の意見を聴いて、当該期間の延長可能）</p> <p>事実が確認された場合が必要があると認めた場合</p> <p>右の4～5に該当し、設計図書を変更する場合で、<u>工事目的物の変更を伴わないものは請負人と協議して発注者が行う</u> ※（これ以外は協議不要で、発注者が行う）</p>	<p>○ ←</p> <p>確認を請求されたとき又は自ら右の事実を発見したときは、請負人の立会いのうえ、直ちに調査</p> <p>調査結果の通知（通知書） 監督員等</p> <p>訂正又は変更</p> <p>協議（協議書） 監督員等</p> <p>協議成立</p> <p>協議不成立</p> <p>訂正又は変更</p> <p>建設工事紛争審査会の仲裁又は調停</p>	<p>右の1～5の事実を発見したときは直ちに監督員に通知し、その確認を請求</p> <p>様式：第4号 条件変更等通知書</p> <p>1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の内容の不一致 2 設計図書の誤謬又は脱漏 3 設計図書の表示の不明確 4 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場の不一致 5 明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたとき</p> <p>[参考] 工事目的物の変更を伴わないもの ：施工方法等の工事目的物に含まれないもの</p>	<p>1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含むもので、基本的には、工事目的物の形状等を指示する技術的事項等を規定するもの。</p> <p>2 設計図書の誤謬又は脱漏</p> <p>3 設計図書の表示の不明確</p> <p>4 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場の不一致</p> <p>5 明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたとき</p>
設計図書の訂正又は変更				
第19条 設計図書の変更	<p>必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負人に通知して変更することができる。この場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない</p>			

参考資料

1. 本文に係る用語の定義は

- ① 設計図書
 - ：図面、仕様書（金額を記載しない設計書を含む。）のみでなく、現場説明書、現場説明に対する質問回答書を含むもので、基本的には、工事目的物の形状等を指示する技術的事項等を規定するもの。
 - ※工事数量総括表
 - 記載された契約数量は、受注者の入札・見積りのための資料ともなり、工事完成時には発注者が検収すべき施工量となる。また、工事内容に変更が生じた場合などは必要な契約数量も変更するなど、契約上極めて重要な意義を持つ資料の一つ。
 - ※積算設計書
 - 発注者の求める目的物の規格寸法、品質の明確な明示と検収の対象となる数量・単位を含めた項目を明示している。
- ② 条件変更
 - ：設計図書と工事現場の状態の不一致、設計図書の表示の不明確、設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件の実際との相違及び設計図書で示されていない施工条件について予期し得ない事態の発生した場合等において、請負人から発注者へ通知があったとき又は監督員自ら事実を発見したときは、調査・確認の上、必要があるときに設計図書を変更又は訂正をすること。
- ③ 設計図書の変更
 - ：条件変更又は発注者の都合により行う図面、仕様書等の変更。
- ④ 設計変更
 - ：図面又は仕様書等を変更することとなる場合において、契約変更の手続きに至るまでの一連の手続き。
- ⑤ 工期、請負代金額の変更
 - ：設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるとき行われるべきもの。

2. 第18条に該当する施工条件の具体的内容は

第18条該当

第1項4号：工事現場の形状（掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表の凹凸等の形状）、地質、湧水等の状態（湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無等）、施工上の制約（地下埋設物、地下工作物、土取・土捨場、工専用道路、通行道路、工事に関係する法令等）等、設計図書に示された自然的又は人為的な

施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

第1項5号：設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態（自然的な施工条件の例としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなど、人為的な施工条件の例としては予想し得なかった交通規制や埋蔵文化財の発見がされたこと等）が生じたこと。

3. 発注者と請負人の協議を必要とする、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものとは

設計図書の主要部分は、工事材料の品質を含め工事目的物についての規定であり、**施工方法等の工事目的物に含まれない事項**については、自主施工の原則から、基本的には規定されていないので、工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更はまれであると思われる。

① 施工方法等とは

：仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段で建設機械の選択等も含まれる。

② 設計図書による施工方法等の指定例

：発注者が技術上、安全上の必要性等の合理的な理由により指示しなければならない場合で、例えば、河川堤防と同等の機能を有する仮締切りの場合、仮設構造物を一般交通に供する場合、特許工法又は特殊工法を採用する場合等に指定仮設とすることがあげられる。

4. 発注者から請負人への通知書、協議書の様式

第18条に規定する発注者からの調査結果の通知及び設計図書を変更する場合の協議については、茨城県建設工事等施工手続及び監督規程様式第39号の監督票・指示（承諾）書及び請負人からの通知、確認請求時の様式第4号「条件変更等通知書」の写しを使用し、その通知事項欄に必要事項等を追記するなどして通知又は協議することで対処する。

5. 指定の施工方法又は任意の施工方法に変更がある場合の設計変更の考え方は

① 指定の施工方法とは、3. ②の例のように契約条件として位置付けしたもので、これらに変更がある場合は、設計変更を行う。

② 任意の施工方法とは、施工条件として明示されていない建設機械の選択や床掘りにおける人力施工又は機械施工の選択などで、これらに変更があっても、請負人の自由な施工によるものであるので設計変更は行わない。

ただし、2. の第18条該当の当初明示した条件の変更に対応するものは、指定、任意どちらの施工方法でも設計変更を行う。

6. 請負人からの通知は口頭でなく書面でなければならないのは

契約の根幹となる事項であることから、書面によって明白な証拠を残しておくことが重要であるため。

7. 調査を請負人の立会いの上で実施しなければならないのは

施工条件の変更、工事目的物の変更が行われるか否か、ひいては、工期又は請負代金額の変更等が行われるか否かの基礎となるものであり、請負人としても、重大な利害関係を有することであるため、請負人の立場の保護を図るために、請負人の立会いの上行うこととしている。

ただし、請負人が立会いに応じない場合は、監督員は立合を得ずに調査することができることとしている。

8. 調査結果により、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない、必要があると認められるときは

「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきもの。従って、事実が確認されたが軽微であり、当初のままでも支障がない場合等を除き、変更又は訂正を行わなければならない。

9. 設計図書の変更又は訂正が行われた場合で、工期又は請負代金額の変更を行わなければならない、必要があると認められるときは

設計図書の変更が行われても全く工期、請負代金額に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、工期又は請負代金額の変更が行われなければならない。

10. 第19条の「設計図書の変更」の趣旨は

発注者は、工事目的物の目的、構造、仕様等を十分検討した後に設計を行い、請負契約を締結すべきであるが、工事の施工途中においてその意思・判断を変更せざるを得ない事態が生ずることもある。その場合には、第18条に係る工事の施工条件の変更等による場合とは異なり、原契約を根本から変更するような変更は別として、発注者の自由な意思により設計図書の変更を任意に行えることとしている。

11. 軽微な設計変更とは

軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

ロ 新工種（内訳書に新たに追加する工種）に係るもの又は単価（側溝壁厚の変更によるm当り単価の変更等）若しくは工事量（単価の変更のない工事量の増減）等の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が茨城県建設工事施工等の手続き及び監督規程第20条各号の範囲を超えるもの。

○公共工事の発注における工事安全対策要綱

建設省技調発第165号の2

平成4年7月1日

〔平成4年7月20日〕
〔検第470号 検査管理課長〕

このことについて、別添のとおり建設大臣官房技術調査室長から通知がありましたので、別紙より工事費の積算等の適正な実施に努められたく通知します。

なお、土木事務所長にあつては、貴管下市町村長に対しても周知願います。

また、工期については、4週8休を考慮した標準工期を設定し、平成4年10月1日から適用していく予定であります。

都道府県

土木部長、土木建築部長
建設局長

政令市

建設局長、土木局長 殿
道路局長、都市整備局長
検査室長、下水道局長

建設省関係公団

担当部長

建設大臣官房 技術調査室長

公共工事の発注における工事安全対策要綱

標記について、別紙のとおり各地方建設局等に通知したので、参考までに送付する。

各地方建設局長
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長

建設大臣官房技術審議官

公共工事の発注における工事安全対策要綱

公共工事における施工の安全確保については、従来より、設計、積算、工期設定、施工条件の明示及び設計変更等において配慮してきたところである。また、「建設工事の安全対策（平成4年3月2日付け建設省技調発第54号）」等諸通達により、工事の安全対策の徹底を図ってきたが、今般、第123回国会における労働安全衛生法の改正等に鑑み、今後さらに土木工事の安全対策について一層の充実を図るため、事業の執行にあたり留意すべき事項について下記のとおりまとめられたので通達する。

記

1 発注にあたっての安全施工への配慮

- (1) 熟練労働者の通年確保を図り、施工の安全性の向上に資するため、国庫債務負担行為を活用するなどして、工事の標準化に努めること。
- (2) 指名業者の選定にあたっては、工事の安全成績にも留意することとし、工事内容に応じた施工技術力を有する請負業者を選定すること。
- (3) 発注の準備は計画的に行い、積算にあたっては必要な工期を確保できるよう配慮すること。用地買収等の遅れにより年度内の完成が不可能となる恐れがある場合は、適切に翌債の手続をとること。また、工事中に施工条件の変化等により、工期が年度末を越える恐れがある場合は、適切に繰越の手続をとること。

2 設計段階における安全施工への配慮

- (1) 建設工事は、通常屋外で実施されるため、気候、地形、地質等の自然的条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から施工方法、施工時間等が制約を受けやすい。これらの要因によって、工事現場ごとに仮設工、施工方法が異なることから、現場の施工条件を十分調査すること。

- (2) 工事の施工方法は、工事目的物及び仮設物等により大きく左右されることが多いため、設計段階において施工の安全性に配慮した施工方法を検討すること。
- (3) 工事の安全確保を図るため、詳細設計時に施工に係る項目に関して、その内容を十分に精査すること。特に安全な施工に配慮が必要な工事については、設計時における設計審査制度を活用して内容の充実を図ること。この場合、必要に応じて経験豊富な技術者等の助言を受けて、審査内容の充実を図ること。
- (4) 積算の前段となる施工計画の策定にあたっては、関係法令、各種技術指針及び要綱等に基づいて実施すること。

また、安全性に配慮した施工計画を立案するためには、特に以下の点に留意すること。

イ 施工方法

現場状況、周辺地域の状況など、現場条件に適した施工方法、建設機械を選定すること。この場合、安全確保、公害防止等に十分留意すること。

ロ 仮設計画

仮設道路、仮締切、土留工、機械設備等の仮設の計画に際しては、現地の施工条件、施工方法等に応じた適切なものとする。特に、施工中の安全性は、仮設の適否に左右されることが多いため、現場条件にふさわしい仮設計画となるよう十分に配慮すること。

3 適性な積算の実施

- (1) 工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠である。安全を確保するための経費は直接工事費、共通仮設費の安全費、仮設費及び現場管理費に含まれるので、これらの各費用について、適切に計上すること。
- (2) 積み上げ計上を行うものは、現場の施工条件を考慮しつつ、必要な事項を特記仕様書等に条件明示を行い、必要な経費を適切に計上するよう十分に注意を払うこと。
特に、直接工事費に計上する足場工、支保工等は、作業条件に密接に関係することから、適切な計上に一層努めること。なお、共通仮設費のうち交通整理員、機械の誘導員等人員の配置に要する費用は、個別に計上する方式となっており、共通仮設費率には含まれていないので十分留意すること。
- (3) 積み上げ計上を行う際には、歩掛り、機械損料、労務単価等について最新の基準等を用いるとともに、価格については、市場の需給情勢に応じて月毎等の短い期間に価格が変動する場合があることを考慮し、発注時の実勢価格が十分反映されたものとする。

4 適切な工期の設定

- (1) 適正に工期を設定するため、工事の内容、現場の施工条件等に応じた作業日数及び準備・後片付けに要する日数を算定するとともに、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、休日日数及び降雨

時による作業不能日数を加え設定すること。同種の内容・同規模の工事であっても施工条件、施工時期等によって必要な工期が異なることに注意すること。

- (2) 工期を設定する際には、休日日数として、日曜・祝祭日、夏期休暇及び年末・年始休暇のほか、平成4年度よりは、作業期間内の全土曜日を見込むこととしたところであるので注意すること。また、降水（降雨・降雪）等による作業不能日数についても、特記仕様書等に明示すること。
- (3) 発注に際しては、建設労働者の確保、建設資材の需要の動向等に配慮し、事前に計画的に準備を行うための期間として4か月を越えない範囲内で余裕期間を適切に見込むこと。特に、需要が逼迫している資材を使用する場合等においては、この制度の積極的な活用を図ること。
- (4) 工事契約後に、他の関係機関との協議、地元との協議等に時間を要し、工事着手が遅れる恐れのある場合は、協議の成立見込み時期等を施工条件として明示するとともに、これらの条件に変更が必要があると認められる時は、設計変更により工期を変更すること。

5 適正な仮設工及び施工方法の選定

- (1) 工事の発注にあたって、次に示すような施工条件の仮設工については、設計図書において指定仮設とすること。
 - イ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
 - ロ 仮設構造物を一般交通に供する場合
 - ハ 特許工法又は特殊工法を採用する場合
 - ニ 関係官公署等との協議等により制約条件のある場合
 - ホ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- (2) 仮設工、施工方法を指定する場合には、事前に現地の調査を十分に行い、設計審査制度、経験豊富な技術者等の助言を活用するなどして指定内容を十分検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性に配慮した適切な内容とすること。

6 設計図書における施工条件の明示

- (1) 工事の発注にあたっては、事前に現場の施工条件を十分調査し、その内容を積算に反映させるとともに、必要な事項を設計図書に明示すること。
- (2) 施工の安全性に配慮し、次に示す場合に関しては、施工条件の明示を行うよう留意すること。
 - イ 現場交通を確保しながらの施工、または、工事現場に交通整理員等を配置する必要がある場合
 - ロ 供用中の道路上の工事において、道路交通に対する安全確保の観点から関係機関と協議の上、通行規制を行う必要がある場合
 - ハ 工事現場に地下埋設物がある場合や鉄道、送電線等に近接して施工する場合で、工法、作業時間、安全対策措置等について管理者と協議する必要がある場合

ニ 土砂や岩の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩落等に備えて、防護施設を設置する必要がある場合

ホ その他、工事施工の安全確保のため特に施工条件の明示が必要な場合

- (3) 施工条件明示の方法としては、図面、特記仕様書等に明記すること。

7 施工条件の変化への適切な対応

- (1) 施工途中において予期せざる事態が発生した場合には、工事請負契約書の約定に基づき適切に設計変更を行うものとする。なお、安全施工に関する注意事項として、下記の事項について現場説明において入札参加者に徹底すること。
 - イ 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
 - ロ 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。
 - ハ 異常箇所点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。
- (2) 施工途中において予期せざる事態が発生し、必要が認められる場合においては、速やかに工事一時中止の措置を講じること。また、工事の一時中止を行った場合は、工期及び費用について適切に処置すること。

8 請負業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮

- (1) 土木工事の実施に際し、施工の安全確保を図るためには、現場における安全管理の向上を図ることが重要である。このことから、特に公衆災害の防止対策が必要な工事等については、請負業者に対して、施工体制台帳の整備等を図ることにより、安全施工体制の充実を指導すること。
- (2) 作業の安全確保を図るためには、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、請負業者に対して、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動をとおして作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。
- (3) 積算基準においては、労働安全衛生法等に基づく安全活動の実施とともに、個々の工事において工事着後、原則として作業員全員の参加により月当り半日以上時間を割当て、定期的に安全に関する研修・訓練等の実施に必要な経費を見込んでいるので、適正に実施されるよう請負業者を指導すること。
- (4) (3)の安全に関する研修・訓練等としては下記の項目が考えられるので、この点を十分考慮し、適切に請負業者を指導すること。
 - イ 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ロ 工事内容等の周知徹底

- ハ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ニ 工事における災害対策訓練
 - ホ 工事現場で予想される事故対策
 - ヘ その他、安全に関する訓練等として必要な事項
- (5) 訓練等の実施状況については、ビデオ等又は工事情報（工事月報）等により、適切に実施されたかを確認すること。

9 建設現場の作業環境の改善への配慮

現場において、作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるように現場事務所、作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に配慮する。このことから、工事の発注にあたっては、工事内容に応じて作業環境への措置を特記仕様書等において明示するとともに、そのための経費を積算に計上すること。

10 建設現場における連絡体制の充実

- (1) 工事を複数の工区に分けて発注する場合は、工事目的物及び仮設物等の機能に影響を及ぼさず、かつ施工上工区間の相互に関係する部分が少なく、工程等の調整が容易に行えるように配慮した工区とすること。
- (2) 複数の工事が相互に関連する建設現場において、各工事を安全かつ円滑に実施するため、発注者と請負業者、及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。
- (3) 連絡調整の体制を整備する対象工事は、次の工事とする。
- イ 事業間の調整（河川と道路等）を必要とする工事
 - ロ 複数の請負業者が同一地域で工事を行う場合
 - ハ 土木工事と機械設備工事等、同時施工となる場合
 - ニ その他仮設道路等を共有する等の工程調整を必要とする工事

11 工事の安全対策に向けた活動の実施

- (1) 工事において発生した事故について、事故に至るメカニズム、原因を技術的に調査、分析し、必要な措置を講じることにより、類似工事における事故の再発を防止するため、事故調査に関する組織の整備を図ること。さらに、これらの調査・分析結果のデータベース化を図り、これをもとに工事の設計、積算、施工方法に係る安全対策の充実を図ること。
- (2) 安全施工のための各種施工要領等の策定など一層の充実を図り、毎年施工技術等の変遷に対応する

ための見直しが必要かどうかの検討を行うこと。

- (3) 安全施工技術の開発とその普及促進を図るため、新技術開発に努めること。また、民間などにおいて開発された新技術を容易に事業に反映できるよう、技術活用パイロット事業等の制度を積極的に活用すること。
- (4) 工事の安全に関する意識の向上を図るため、労働省等関係官庁、施工業者等との間で安全協議会、安全パトロール等の安全施工に関する活動を実施すること。安全活動を効果的に進めるため外部の組織の活用を図ること。また、この際には労働災害防止関係団体などの活用も考慮すること。
- (5) 工事に対する地域住民の理解と協力が得られるよう、説明会の開催などの広報活動を積極的に推進すること。

明示項目及び明示事項（案）

○施工条件の明示について（通知）

〔平成14年4月18日〕
 検第189号 検査指導課長

このことについては、発注者と受注者の責任範囲を明確にする観点から、平成3年5月29日付け、検第326号「施工条件の明示について（通知）」により運用しているところですが、その内容について下記のとおり改正したので通知します。

なお、平成3年5月29日付け、検第326号「施工条件の明示について（通知）」は、廃止する。
 また、土木事務（業）所長にあつては、貴管内市町村へ周知願います。

記

1 目的

「対象工事」を施行するにあたり、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2 対象工事

平成14年5月1日以降に発注する土木工事。

3 明示項目及び明示事項

別紙「明示項目及び明示事項（案）」のとおり改正する。

4 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5 その他

本通知の運用にあつては、次の事項に留意すること。

(1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件については、契約書の関連する条項に基づき甲、乙協議できるものであること。

(2) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。

なお、施行方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容

明示項目	明 示 事 項
安全対策関係	<p>4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</p> <p>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</p>
工 事 用 道 路 関 係	<p>1. 一般道路を搬入路として使用する場合</p> <p>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</p> <p>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</p> <p>2. 仮道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間</p> <p>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</p> <p>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</p>
仮 設 備 関 係	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p>
建設副産物物 係	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>
工 事 支 障 物 件 等	<p>1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</p>
薬液注入関係	<p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</p>
そ の 他	<p>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</p> <p>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等</p>

明示項目	明 示 事 項
そ の 他	<p>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</p> <p>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</p> <p>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</p> <p>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容</p> <p>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</p> <p>8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p> <p>9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</p>

国官技第369号の2
平成14年3月28日

(別紙)

国官技 第 369号
平成14年3月28日

茨城県 土木課長殿

各地方整備局企画部長
北海道開発局事業振興部長 } あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

条件明示について

標記について、別紙のとおり各地方整備局企画部長あて通知したので、参考までに送付します。

条件明示について

国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省技調発第24号」(平成3年1月25日付け)に補足追加し、明示項目及び明示事項(案)をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「条件明示について」(平成3年1月25日)建設省技調発第24号は廃止する。

記

1. 目的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2. 対象工事

平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。

3. 明示項目及び明示事項(案)

別紙

4. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5. その他

- (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
- (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

茨城県建設工事執行規則 第18条 条件変更通知書 様式

第4号

条件変更等通知書

年 月 日	
殿	
受注者 住 所 商号又は名称 氏 名	
印	
工事番号及び 工 事 名	第 号 工 事
路線河川等名 工 事 場 所	市町村 大字
請 負 代 金	円
通 知 事 項	

先行指示書への概算額の記載例

監督票・指示(承諾)書			
令和〇年〇月〇日			
工事番号及び 工事(業務)名	〇〇国補地道 第〇〇-〇〇-〇〇-〇-〇〇〇号 道 路 改 良 舗 装 工 事		
工 事 場 所 (履 行 場 所)	路線河川等名 一般県道〇〇〇〇線 〇〇 市町村 大字 〇〇地先		
受 注 者	〇〇建設(株)	現 場 代 理 人 署 名	
監 督 員		〇〇 〇〇	印
		〇〇 〇〇	印
進 ち ょ く 状 況 等	〇〇 % 備考:		
監 督 事 項	側溝工の増工について		
指 示 事 項 ・ 承 諾 事 項 ・ 協 議 事 項	側溝工について、以下のとおり変更指示します。 なお、当該変更の内容は、設計変更の対象とします。 (変更前) (変更後) ・側溝工 (KUS300×300) L=〇〇m → L=〇〇m 当該変更に伴う概算額 約50万円 ※概算額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない ことに留意すること。		
処 理 て ん ま つ 等			
課 (所) 長		課 (所) 員	

注 ・不要の文字は——線で消す。
 ・現場代理人署名欄は、指示(承諾)書の場合に使用する。